

第十六十四回国 参議院 国土交通委員会 會議録第十号

平成十八年四月十一日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月六日

水岡 俊一君

北澤 俊美君

補欠選任

北澤 俊美君

伊達 忠一君

脇 雅史君

大江 康弘君

山下八洲夫君

西田 実仁君

太田 豊秋君

小池 正勝君

末松 信介君

田村 公平君

藤野 公孝君

松村 龍二君

吉田 博美君

加藤 敏幸君

北澤 俊美君

輿石 東君

佐藤 雄平君

山本 香苗君

小林美恵子君

山本 香苗君

小林美恵子君

山本 香苗君

小林美恵子君

山本 香苗君

小林美恵子君

山本 香苗君

小林美恵子君

山本 香苗君

小林美恵子君

山本 香苗君

小林美恵子君

山本 香苗君

小林美恵子君

山本 香苗君

大臣政務官

国土交通大臣政務官

吉田 博美君

事務局側

常任委員会専門員

伊原江太郎君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(羽田雄一郎君) たいまから国土交通委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る六日、水岡俊一君が委員を辞任され、その補欠として北澤俊美君が選任されました。

○委員長(羽田雄一郎君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○委員長(羽田雄一郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に西田実仁君を指名いたします。

○委員長(羽田雄一郎君) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。北側国土交通大臣。

○国務大臣(北側一雄君) たいま議題となりました海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

平成十二年三月に国際海事機関において採択されました二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書は、各締約国に対しまして、危険物質及び有害物質による汚染事故に対応するための国内体制の整備及び国際協力の推進を求めており、平成十九年前半の発効が見込まれております。

我が国としても、国際的な連携の下に、海洋汚染及び海上災害の防止を図るための措置を講じ、国際的な責務を果たしていく必要があります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、船長、船舶所有者等は、大量の有害液体物質が排出された場合において、有害液体物質の防除のための応急措置等を講じなければならないこととしております。

第二に、一定の船舶の船舶所有者は、有害液体物質の防除のために必要な資材、機械器具及び要員を確保等しておかなければならないこととしております。

第三に、一定の有害液体物質保管施設の設置者等は、有害液体汚染防止緊急措置手順書を作成し、これを当該施設内に備置置かなければならないこととしております。

第四に、油、有害液体物質又は危険物の排出のおそれがある場合等において、海上保安庁長官が船舶所有者等に対し、所要の措置を講ずべきことを命ずることができることとしております。

第五に、海上保安庁長官の指示に基づき、独立

行政法人海上災害防止センターが有害液体物質の防除のために必要な措置を講ずることとしております。

その他、海洋環境保全の見地から、環境大臣による査定が行われていない物質を船舶により輸送してはならないこととするなど、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案を提案する理由でございます。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○委員長(羽田雄一郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時三分散会

四月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、安全・信頼の回復、日本のタクシー再生に関する請願(第一〇二二号)(第一〇二二二二七号)(第一〇四二二二七号)(第一〇四九九号)(第一〇七九九号)(第一〇八〇号)(第一〇九〇号)(第一〇九一〇号)(第一〇九五五号)(第一一二六六号)(第一二二七号)(第一二六五号)

第一〇二二二二七号 平成十八年三月二十四日受理 安全・信頼の回復、日本のタクシー再生に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋浜町三ノ三三ノ六 日暮誠 外千九百九十九名 紹介議員 伊藤 基隆君 この請願の趣旨は、第八四一号と同じである。

第一〇二二号 平成十八年三月二十四日受理
安全・信頼の回復、日本のタクシー再生に関する
請願

請願者 大阪府高槻市栄町二ノ二六ノ三
秋山光成 外二千六百七十七名
紹介議員 岡崎トミ子君
この請願の趣旨は、第八四一号と同じである。

第一〇二五号 平成十八年三月二十四日受理
安全・信頼の回復、日本のタクシー再生に関する
請願

請願者 名古屋市中川区助光一、二〇一
出口孝 外二千二百七十七名
紹介議員 佐藤 泰介君
この請願の趣旨は、第八四一号と同じである。

第一〇二六号 平成十八年三月二十四日受理
安全・信頼の回復、日本のタクシー再生に関する
請願

請願者 滋賀県栗東市蜂屋三九八ノ一 合
田弘輝 外千八十一名
紹介議員 朝日 俊弘君
この請願の趣旨は、第八四一号と同じである。

第一〇二七号 平成十八年三月二十四日受理
安全・信頼の回復、日本のタクシー再生に関する
請願

請願者 福島県双葉郡富岡町大字本岡字本
町西四六二 鳥畑サト 外六百七
十四名
紹介議員 谷 博之君
この請願の趣旨は、第八四一号と同じである。

第一〇四二号 平成十八年三月二十四日受理
安全・信頼の回復、日本のタクシー再生に関する
請願

請願者 岡山市櫛東町一ノ二ノ二八 久
戸瀬孝二 外千九百八十九名
紹介議員 江田 五月君
この請願の趣旨は、第八四一号と同じである。

第一〇四九号 平成十八年三月二十四日受理
安全・信頼の回復、日本のタクシー再生に関する
請願

請願者 札幌市東区北四十条東一六ノ三ノ
一六 福士洋 外二千五百五十四名
紹介議員 小川 勝也君
この請願の趣旨は、第八四一号と同じである。

第一〇七九号 平成十八年三月二十七日受理
安全・信頼の回復、日本のタクシー再生に関する
請願

請願者 岩手県水沢市真城字北野二一〇
加賀浩 外千九百七十三名
紹介議員 水岡 俊一君
この請願の趣旨は、第八四一号と同じである。

第一〇八〇号 平成十八年三月二十七日受理
安全・信頼の回復、日本のタクシー再生に関する
請願

請願者 山形県村山市富並四、六四五ノ六
工藤典男 外千九百六十四名
紹介議員 峰崎 直樹君
この請願の趣旨は、第八四一号と同じである。

第一〇九〇号 平成十八年三月二十七日受理
安全・信頼の回復、日本のタクシー再生に関する
請願

請願者 兵庫県尼崎市道意町三ノ五 小宮
誠一 外五百六十四名
紹介議員 辻 泰弘君
この請願の趣旨は、第八四一号と同じである。

第一〇九一号 平成十八年三月二十七日受理
安全・信頼の回復、日本のタクシー再生に関する
請願

請願者 兵庫県加東市滝野町北野七八一ノ
二ノ一〇八 坂本恵一 外二千六
百六十二名
紹介議員 櫻井 充君
この請願の趣旨は、第八四一号と同じである。

第一〇九五号 平成十八年三月二十七日受理
安全・信頼の回復、日本のタクシー再生に関する
請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区権太坂一ノ二八
ノ三 三輪明雄 外八百五十名
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第八四一号と同じである。

第一一二六号 平成十八年三月二十八日受理
安全・信頼の回復、日本のタクシー再生に関する
請願

請願者 群馬県伊勢崎市今泉町二ノ八三三
ノ一一 佐藤英司 外千八百八名
紹介議員 山下八洲夫君
この請願の趣旨は、第八四一号と同じである。

第一一二七号 平成十八年三月二十八日受理
安全・信頼の回復、日本のタクシー再生に関する
請願

請願者 東京都板橋区蓮根三ノ一四ノ二九
ノ八〇二 橋本輝夫 外千九百九
十九名
紹介議員 池口 修次君
この請願の趣旨は、第八四一号と同じである。

第一一六五号 平成十八年三月三十日受理
安全・信頼の回復、日本のタクシー再生に関する
請願

請願者 大阪府守口市藤田町五ノ一四ノA
ノ一〇七 浅田吉一 外九百八十
二名
紹介議員 郡司 彰君
この請願の趣旨は、第八四一号と同じである。